ハート in Heart

京都府喫茶飲食生活衛生同業組合 主催

障害者差別解消法改正

～「民間事業者の合理的配慮義務」について～

【日　時】 2022年12月23日(金)

講習会 15:00～ 約90分（質疑応答約10分間）

【会　場】 京都経済センター6階(6-B) 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

※地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出てすぐ。阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結。
京都市バス「四条烏丸」徒歩すぐ

【参加費】 無料 ※参加にはご予約が必要です。

【定　員】 50名 ※定員に達し次第締め切らせて頂きます。 ※ZOOMによるオンラインの参加も可能です。

【講　師】 京都府障害者支援課 広域専門相談員 瀬戸野（せとの） 喜雄（よしお） 氏

テーマ

2021年（令和3年）5月に「障害者差別解消法」の一部が改正され、
施行日は公布の日（6月4日）から起算して3年を超えない範囲で政令で定める日とされています。
それに伴い、民間事業者も合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となりました。
では、実際にお店の現場等でどうしたらいいのか、どのような配慮が必要となるのか、
みさなんとご一緒に考えましょう。

「障害者差別解消法」とは

正式名称は「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」
障害者のある人への差別をなくすことを目的にしています。
障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、
共に生きる社会を作ることをめざしています。

【注意事項】

※会場参加の場合は、マスク着用にお越し下さい。フェイスガードでのご来場はお断りしています。

※入場前に体温測定を行います。発熱の症状がある方は、参加をお断りする場合がございますので、ご了承下さい。

※発熱・咳など風邪の症状が見られる場合は、出席をご遠慮いただきますようお願いいたします。

※ZOOMによるオンラインの参加も可能です。ご希望の方は組合までお問い合わせ下さい。
（京都府喫茶飲食生活衛生同業組合 TEL：075-256-1647）

参加申込書

障害者差別解消法改正
～「民間事業者の合理的配慮義務」について～（12月23日）

kyotokissakumiai@gmail.com

※ FAXでの申込み：075-251-0250
（京都府喫茶飲食生活衛生同業組合あて）

申込み締め切り：12月16日

※定員に達し次第締め切らせて頂きます。

申込者情報

企業・団体名	フリガナ
申込者名	フリガナ フリガナ
住所	〒
TEL	
FAX	
E-mail	

※地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出てすぐ。
阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結。
京都市バス「四条烏丸」徒歩すぐ

お申込みは、本申込書をお送り頂いた段階で受付完了となります。受付完了等のご連絡は致しませんので、そのまま当日会場にお越しください。【個人情報の取扱について】この申込書において知り得た個人情報は、本セミナーの運営目的のみに使用し、その他の目的には使用いたしません。

京都府喫茶飲食生活衛生同業組合　〒604-0933　京都市中京区二条通寺町西入山本町433　TEL075-256-1647　FAX075-251-0250

主催：京都府喫茶飲食生活衛生同業組合